

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6、議案第8号、多度津町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。
提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長、藤原君。

福祉保健課長（藤原 安江）

おはようございます。

議案第8号、多度津町手数料条例の一部改正につきまして、提案説明を申し上げます。

このたびの改正は、「介護保険法」の法改正により、居宅介護支援事業者の指定及び6年毎の更新申請事務を現在、都道府県が行っておりますが、この権限を都道府県から市町村に平成30年4月1日に移譲されることとなりました。

そのことに伴い居宅介護支援事業者並びに地域密着型サービス事業者等の指定更新申請に係る手数料の徴収について新たに規定を創設するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

別表、第2条関係でございます。

別表中の8の項の次に9の項を新たに追加しようとするものです。

9「介護保険法（平成9年法律第123号）に係るもの」、（1）指定居宅介護支援事業者指定申請手数料、手数料の額は1件につき2万円、（2）指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料、手数料の額は1件につき1万円、（3）指定地域密着型サービス事業者指定申請手数料、手数料の額は1件につき2万円、（4）指定地域密着型サービス、2ページをご覧ください。

事業者指定更新申請手数料、手数料の額は1件につき1万円、（5）指定地域密着型介護予防サービス事業者（指定地域密着型サービス事業者の指定申請と一体的に行うものは除く）指定申請手数料、手数料の額は1件につき1万円、（6）指定地域密着型介護予防サービス事業者（指定地域密着型サービス事業者の指定更新申請と一体的に行うものは除く）指定更新申請手数料、手数料の額は1件につき1万円、（7）介護予防・生活支援サービス事業 指定事業者指定申請手数料、手数料の額を1件につき1万円、（8）介護予防・生活支援サービス事業 指定事業者指定更新申請手数料、手数料の額は1件につき1万円を加え、9の項は、ひとつ繰り下がり10に改正するものでございます。

3ページをご覧ください。

附則として、この条例は、平成30年4月1日から施行するものです。

以上、簡単ではございますが、議案第8号の提案説明を申しあげました。

よろしく、ご審議賜りますようお願い申し上げます。